



建設技術審査証明事業

審査証明第 2401 号

建築物等の保全技術審査証明書

技術の名称：建築物内の給水管更生技術『TDI 工法』

対象管種：水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

既存の建築物に施工された枝管（集合住宅の場合は専有部）の水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管製給水管の赤水対策と配管の延命を図るため、配管を取り外すことなく、給水管内面に良質な防錆塗膜を形成し、即日通水も可能な更生技術と管理体制を確立し、その普及を図る。

(開発目標)

- (1) 研磨工程においては、管内面の錆及び付着物の除去性能が高く、適切な塗装下地を形成すること。
- (2) 塗布工程においては、管内面に、防錆塗膜の塗残しや管閉塞がなく、仕上りが平滑でピンホールのない所定の塗膜厚さが形成されること。
- (3) 同一系統内での管端防食コアの有無にかかわらず、同手順で研磨・塗布ができること。
- (4) 形成された防錆塗膜が水質に悪影響を与えないこと。
- (5) 塗布後、即日通水又は翌日通水可能な塗膜硬化時間を有すること。

一般財団法人建築保全センターの建築物等の保全技術審査証明実施要領に基づき、依頼のあった建築物内の給水管更生技術『TDI 工法』の技術内容について下記のとおり証明する。ただし、この技術は、平成21年3月に建築物内の給水管更生技術『New-Tube-Ⅲ工法（NT-Ⅲ工法）』（依頼者：株式会社東京ライニング及び日本設備工業株式会社）として審査証明されたものを平成25年3月に一部変更され、平成26年3月に更新された。平成27年8月に管端防食コア付配管の施工を可能とする一部変更をし、平成31年3月に更新されたものを、この度、建築物内の給水管更生技術『TDI 工法』（依頼者：株式会社コウセイ）が継承し、一部内容変更したものである。

令和 6 年 12 月 26 日

建設技術審査証明協議会 会員

一般財団法人建築保全センター

理事長 鈴木 千輝

記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 研磨工程においては、管内面の錆及び付着物の除去性能が高く、適切な塗装下地を形成すること、に関して、管内面の錆及び付着物の除去に際し、2方向研磨を行うことによって、除去性能が得られる。また、研磨残渣のブロー後、主要部の内視鏡検査により、管内の清掃及び研磨状態が適切な塗装下地を形成するものであることを確認できると判断される。
- (2) 塗布工程においては、管内面に、防錆塗膜の塗残しや管閉塞がなく、仕上りが平滑でピンホールのない所定の塗膜厚さが形成されること、に関して、防錆塗膜の塗布に際し、弾球による圧延を2回繰り返し塗布すること、及び管分岐部への塗料の到達を圧力検知装置により確認することにより、塗残しや管閉塞がなく、仕上りが平滑でピンホールのない所定の塗膜厚さが形成されると判断される。
- (3) 同一系統内での管端防食コアの有無にかかわらず、同手順で研磨・塗布ができること、に関して、研磨後に管内確認用弾球を通過させることにより、管端防食コアの有無にかかわらず、通過確認後の塗布状況は上記の塗布状況が形成されると判断される。
- (4) 形成された防錆塗膜が水質に悪影響を与えないこと、に関して、浸出試験データなどにより所定の基準を満足するものと判断される。
- (5) 塗布後、即日通水又は翌日通水可能な塗膜硬化時間を有すること、に関して、塗料は即日通水可能な硬化時間を有し、微風加熱乾燥並びに自然乾燥により即日通水又は翌日通水が可能であると判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には事実に反するものがないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に対して作成された技術概要説明書及び技術審査証明資料に記載された範囲とする。

4. 審査証明の詳細（別添）

5. 審査証明の有効期限 令和 11 年 12 月 25 日

6. 審査証明の依頼者

株式会社コウセイ

住所 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1577 番地 2